

弁護士法人の社員となる資格証明書等規則

(平成十三年十一月二十日規則第七十七号)

改正 平成一六年 二月一九日

同 一九年 三月一五日

同 二六年一二月一八日

(目的)

第一条 この規則は、弁護士法人規程(会規第四十七号。

以下「規程」という。)第二十四条第二項の規定に基づき、弁護士法人の社員となる資格証明書その他弁護士法人の登記手続に必要な添付書類で弁護士会又は本会が発行する証明書に關して必要な事項を定める。

(社員となる資格証明書)

第二条 規程第二十四条第一項に規定する弁護士法人の社員となる資格証明書の申請書及び証明書は、それぞれ別記様式第一号及び別記様式第二号に準じて作成するものとする。

2 前項の申請書は、所属する弁護士会を経由して本会に提出するものとする。

(社員の脱退事由に關する証明書)

- 1 -

第三条 弁護士法人の社員が弁護士法(昭和二十四年法律

第二百五号。以下「法」という。)第五十七条第一項第二号から第四号までに掲げる懲戒処分を本会から受けたときに本会が発行する証明書の申請書及び証明書は、それぞれ別記様式第三号及び別記様式第四号に準じて作成するものとする。

2 弁護士法人の社員が法第十一条の規定による登録取消しの請求をしたときに本会が発行する証明書の申請書及び証明書は、それぞれ別記様式第五号及び別記様式第六号に準じて作成するものとする。

3 弁護士法人の社員につき法第十三条第一項の規定による登録取消しが確定したときに本会が発行する証明書の申請書及び証明書は、それぞれ別記様式第七号及び別記様式第八号に準じて作成するものとする。

4 前三項の申請書は、当該社員の所属する弁護士会を経由して本会に提出するものとする。

(弁護士法人の除名証明書)

第四条 弁護士法人が除名の懲戒処分を本会から受けたときに本会が発行する証明書の申請書及び証明書は、それぞれ別記様式第九号及び別記様式第十号に準じて作成するものとする。

- 2 -

2 前項の申請書は、当該弁護士法人の主たる法律事務所
の所在する地域において所属する弁護士会を経由して本
会に提出するものとする。

(弁護士会の証明書の発行)

第五条 弁護士法人の社員が法第五十七条第一項第二号か
ら第四号までに掲げる懲戒処分を弁護士会から受けたと
きに弁護士会が発行する証明書の申請書及び証明書は、
それぞれ別記様式第三号及び別記様式第四号に準じて作
成するものとする。

2 弁護士法人が除名の懲戒処分を弁護士会から受けたと
きに弁護士会が発行する証明書の申請書及び証明書は、
それぞれ別記様式第九号及び別記様式第十号に準じて作
成するものとする。

(手数料)

第六条 第二条の弁護士法人の社員となる資格証明書を申
請する弁護士は、証明書発行手数料を所属弁護士会を経
由して本会に納付しなければならない。

(会長への委任)

第七条 会長は、前条の手数料のほかこの規則の実施に関
し必要な事項を定めることができる。

附 則

- 3 -

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年二月一九日改正)

第一条、第二条第一項、第三条第二項及び第三項、第一
号書式、第五号書式並びに第六号書式の改正規定は、平成
十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月一五日改正)

別紙第一号書式から第十号書式までの改正規定は、理事
会の承認があった日(平成十九年三月十五日)から施行す
る。

附 則 (平成二六年一二月一八日規則第一六五号)

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国
弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関
する規則 第一条、第二条、第三条、第四
条、第五条、第六条、第七条、第八条、第
一号書式、第二号書式、第三号書式、第四
号書式、第五号書式、第六号書式、第七号
書式、第八号書式、第九号書式、第一〇号
書式改正)抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関す
る特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第

- 4 -

二十九号)の施行の日から施行する。(後略)

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行)

別記様式第1号（第2条関係）

弁護士法人の社員となる資格証明申請書

年 月 日

日本弁護士連合会
会長

殿

申請人

登録番号

住 所

氏 名

（注 連名での申請も可）

私（達）は、下記名称で弁護士法人の設立を行いたいので（下記名称の弁護士法人に加入したいので）、私（達）が、弁護士であること及び弁護士法第30条の4第2項各号のいずれにも該当していないことを証明して頂きたいと申請します。

記

弁護士法人の名称
所在場所

別記様式第2号（第2条関係）

弁護士法人の社員となる資格証明書

年 月 日

登録番号

住 所

弁護士

殿

日本弁護士連合会
会長

貴殿（ら）が、下記の条件を満たす者であることを証明します。

記

- 1、日本弁護士連合会の弁護士名簿に登録された弁護士であること。
- 2、弁護士法第30条の4第2項各号のいずれにも該当しないこと。

以上

別記様式第3号（第3条、第5条関係）

弁護士法人の社員につき法定脱退事由たる懲戒処分があったことの証明申請書

年 月 日

日本弁護士連合会

会長

殿

申請人

（弁護士法人の申請の場合）

主たる法律事務所の所在場所

弁護士法人の名称

社員（代表社員）の氏名

（弁護士の申請の場合）

登録番号

住 所

氏 名

下記の者につき、下記事由があったことを証明して頂きたく申請します。

記

登録番号

住 所

氏 名

上記の者が、 年 月 日、貴会から弁護士法第57条第1項第 号に掲げる懲戒処分を受けたこと。

以上

別記様式第4号（第3条、第5条関係）

弁護士法人の社員につき法定脱退事由たる懲戒処分があったことの証明書

下記の者につき、下記事由があったことを証明します。

記

登録番号

住 所

氏 名

上記の者が、 年 月 日、本会から弁護士法第57条第1項第 号に掲げる懲戒処分を受けたこと。

年 月 日

日本弁護士連合会

会長

以上

別記様式第5号（第3条関係）

弁護士法人の社員が弁護士法第11条の規定による
登録取消しの請求をしたことの証明申請書

年 月 日

日本弁護士連合会

会長 殿

申請人

（弁護士法人の申請の場合）

主たる法律事務所の所在場所

弁護士法人の名称

社員（代表社員）の氏名

（弁護士の申請の場合）

登録番号

住 所

氏 名

下記の者につき、下記事由があったことを証明して頂きたいと申請します。

記

登録番号

住 所

氏 名

上記の者が、 年 月 日、弁護士法第11条の規定による登録取消しの請
求をしたこと。

以上

別記様式第6号（第3条関係）

弁護士法人の社員が弁護士法第11条の規定による
登録取消しの請求をしたことの証明書

下記の者につき、下記事由があったことを証明します。

記

登録番号

住 所

氏 名

上記の者が、 年 月 日、弁護士法第11条の規定による登録取消しの請
求をしたこと。

年 月 日

日本弁護士連合会

会長

以上

別記様式第7号（第3条関係）

弁護士法人の社員につき弁護士法第13条第1項の規定による
登録取消しが確定したことの証明申請書

年 月 日

日本弁護士連合会

会長 殿

申請人

（弁護士法人の申請の場合）

主たる法律事務所の所在場所

弁護士法人の名称

社員（代表社員）の氏名

（弁護士の申請の場合）

登録番号

住 所

氏 名

下記の者につき、下記事由があったことを証明して頂きたいと申請します。

記

登録番号

住 所

氏 名

上記の者につき、 年 月 日、弁護士法第13条第1項の規定による登録
取消しが確定したこと。

以上

別記様式第8号（第3条関係）

弁護士法人の社員につき弁護士法第13条第1項の規定による
登録取消しが確定したことの証明書

下記の者につき、下記事由があったことを証明します。

記

登録番号

住 所

氏 名

上記の者につき、 年 月 日、弁護士法第13条第1項の規定による登録
取消しが確定したこと。

年 月 日

日本弁護士連合会

会長

以上

別記様式第9号（第4条、第5条関係）

弁護士法人の除名の証明申請書

年 月 日

日本弁護士連合会

会長

殿

申請人

（弁護士法人の申請の場合）

主たる法律事務所の所在場所

弁護士法人の名称

社員（代表清算人）の氏名

（弁護士の申請の場合）

登録番号

住 所

氏 名

下記の者につき、下記事由があったことを証明して頂きたく申請します。

記

届出番号

主たる法律事務所の名称及び所在場所

弁護士法人の名称

上記の者が、 年 月 日、貴会から除名の懲戒処分を受けたこと。

以上

別記様式第10号（第4条、第5条関係）

弁護士法人の除名の証明書

下記の者につき、下記事由があったことを証明致します。

記

届出番号

主たる法律事務所の名称及び所在場所

弁護士法人の名称

上記の者が、 年 月 日、本会から除名の懲戒処分を受けたこと。

年 月 日

日本弁護士連合会
会長

以上